

## 「営業保証金取戻し」手続きについて

京都府商工労働観光部観光室

観光企画係（Tel.075-414-4843）

供託中の営業保証金を取り戻すには、以下の手続きが必要ですのでよろしくお願いします。

### 1 営業保証金取戻しに係る官報公告

- ① 供託中の営業保証金の取戻し権を有する旅行業者等は、当該保証金に関して権利を有するその他の者(以下、「債権者」という。)に対し、「6ヶ月以内に京都府知事あてに当該債権に係る申出をする」旨の公告を行ってください。

「共同掲載」スタイルでの掲載がありますので御利用ください。(掲載機会は月3回ですが、通常の掲載スタイルよりも格安で利用できます。)

※詳細は、「京都府官書普及会」[Tel.075-406-7306](tel:075-406-7306) へお問い合わせ下さい。

- ② 官報公告後、その写しを添付の上、京都府知事に対し、「**旅行業者営業保証金取戻し公告について(別添)**」の届出を行ってください。

※届出書送付先：京都府商工労働観光部観光室観光企画係 (Tel.075-414-4843)

### 2 公告後、6ヶ月の間に債権者からの申出がなかった場合

- ① **別添「証明書交付申請書」**により、京都府知事あて申請を行ってください。

※添付書類：官報公告（写）、供託書（写）

- ② 京都府知事による「証明書」交付後、供託所(京都地方法務局)において以下の書類を提出の上、取戻しを行っていただくこととなります。

※詳細は、京都地方法務局供託課弘渡係 (Tel.075-231-0317) へ御確認願います。

### 3 公告後、債権者から申出があった場合

供託中の営業保証金について、取戻し権者(営業保証金を供託した旅行業者)と当該債権者との間で配当を行うこととなります。

ただし、この場合、手続きが煩雑になるため、必要が生じた際は別途お知らせします。